

第5回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、第5回岩手町農業委員会総会は、令和5年11月21日、午後1時30分、岩手町役場第3会議室に招集された。

1、日程並びに今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員及び書記の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 業務報告

日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第5 議案第2号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

日程第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

農業委員

1番 幅 清一

2番 福浦 昌博

3番 佐々木 金見

4番 菊池 暢子

5番 藤澤 暁宏

7番 田中 正志

8番 瀬川 浩美

9番 佐々木 夏子(職務代理)

(議長)10番 福士 好子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

6番 府金 秀一

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員等は、次のとおりである。

事務局長 田中 盛夫

局長補佐 田村 育江

農地利用係長 千葉 優子

副主任 藤川 翔太郎

農地利用最適化推進委員 宮手 正晴

(開会時刻 午後1時30分)

◎開会・開議の宣言

議 長 ただいまから第5回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎会議録署名委員及び書記の指名

議 長 日程第1、会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名します。

会議録署名委員は、1番幅清一委員、4番菊池暢子委員のご両名にお願いいたします。また、書記は事務局の千葉係長にお願いいたします。

◎会期の決定について

議 長 日程第2、会期の決定について、を議題とします。お諮りします。本総会の会期を本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、会期を本日1日間と決定いたしました。

◎業務報告

議 長 日程第3、業務報告に入ります。事務局より業務報告をお願いします。

事務局 長 総会資料とは別の一枚もの、農業委員会業務報告をご覧ください。
(資料に基づき説明)

議 長 以上で業務報告を終わります。

◎議案第1号

議 長 日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

局長 補佐 議案第1号。議案書は、4ページをご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、農地法施行令第1条第1項の規定により提出された許可申請について可否の決定を求めるものでございます。

議案書は5ページになります。

番号10、土地の所在は、大字一方井第18地割地内の畑3筆、合計面積3,461㎡について、高齢により耕作できないとの事により記載の農業者の方が使用貸借に

より10年間契約するものでございます。

場所につきましては、6ページをご覧ください。

番号11、土地の所在は、大字川口第48地割地内の田3筆、合計面積5,077㎡について、労力不足により耕作できないとの事で地域の農業者の方が、10年間、年間お米10袋の対価により貸借するものでございます。

場所につきましては、8ページをご覧ください

なお、現地調査を実施しておりますので、調査員の報告をお願いいたします。

以上、説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。続いて、現地調査員の方より調査報告をお願いします。

宮手推進委員 現地調査の結果について、推進委員の宮手から報告いたします。

本日、午前9時から瀬川委員と事務局で現地を確認して参りました。

3条申請、受付番号10番、11番の農地について報告します。

10番の農地は山辺内の●●から西約300メートルの所にあり、全筆畑として管理されておりました。

11番の農地は●●の墓地近くにあり、全筆田として管理されておりました。

いずれの申請も譲り受ける側の機械および労働力は確保されており、問題ないと確認いたしました。

以上で報告を終わります。

議 長 ただいま報告をいただきました。質疑ございませんか。

1番幅委員 米10袋となっていますが、何キロの米ですか。

副 主 任 30キロです。

議 長 ほか、ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を打ち切り、これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、可とすることに賛成する方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第1号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

局長 補佐 議案第2号。議案書は9ページをご覧ください。

農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、農地法の適用外証明願が提出されたので可否の決定を求めるものでございます。

10ページをご覧ください。

番号7、土地の所在は、大字五日市第10地割地内の登記地目、畑、現況地目、宅地となっている2筆 232.04㎡について、先代の方が昭和53年に住宅を建築する目的で農地転用したものの建築せずにおり、現在の記載の所有者が相続したものの県外に在住しているため管理も難しく現在は、原野・山林に至るものでございます。

場所につきましては、11ページをご覧ください。

番号8、土地の所在は、大字川口第10地割地内の登記地目、田、現況地目、道路となっている16㎡について、昭和59年頃から当該地の両端をつなぐ連絡通路と使用しており、農地としての認識がなく現在も道路として活用しているものでございます。

場所につきましては、12ページをご覧ください。

なお、現地調査を実施しておりますので、調査員の報告をお願いいたします。

以上、説明を終わります。

議長 続いて、現地調査の報告を担当委員からお願いします。

宮手推進委員 推進委員の宮手から報告いたします。

先ほどと同じメンバーで現地を確認して参りました。

適用外証明願の受付番号7番と8番の農地について報告します。

7番の対象地は●●の東側200メートルの所にあり、申請のとおり原野化しているのを確認いたしました。

8番の農地は、●●の西側約200メートルの所にあり、申請のとおり通路としての使用を確認いたしました。

いずれも対象地において、今後農地に復元することは困難であり、農地法の適用を受けない非農地とすることは、やむを得ないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは質疑を打ち切り、採決に入ります。
議案第2号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり可とすることに決定いたします。

◎議案第3号

議 長 次に日程第6、議案第3号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第3号。議案書は13ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき策定された令和5年度岩手町農用地利用集積計画について、可否の決定を求めるものでございます。

議案書は、14ページをご覧ください。

番号31、土地の所在は、大字土川第5地割地内の田2筆3,744㎡について、中間管理事業の農地売買支援事業を活用して売買するものでございます。先月は、公社が所有者より買受けについてご承認いただき、今回は、公社が以前より耕作しておりました担い手である記載の農業者の方に総額15万円にて売買するものでございます。

番号32から49番までについて、境田・ニッ森地区において中間管理事業による貸借の地域集積についてでございます。

内訳は、農地の出し手17名、受け手4名の方となります。

また、農地面積231,628.61㎡に対して92,402㎡となっており集積率は、現在のところ39.89パーセントとなります。

なお、12月の総会において、何筆か追加したいところです。以上、説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。現在、39.89パーセントですか。12月になると。

局 長 補 佐 40パーセントを超えるように、何筆か追加したいと思っております。

1 番 幅 委 員 バイパスの東側の田、線路端の方もいずれはやるのか。

局 長 補 佐 出来ればやりたいと思っております。はっきり決まっておりますが、地域ではなくても、耕作されていない所を担い手の方が個人的に受ける場合でも補助対象になるという話が入ってます。

1 番 幅 委 員 雪浦の方は。

局 長 補 佐 水利組合のからみもあるので、県に確認します。

議 長 ほか、ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第3号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎閉会の宣言

議 長 以上で、本日の日程は終了しました。

これをもちまして会議を閉じ、第5回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後1時55分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名する。

議長（会長）

1 番

4 番